

# おおつちの上下水道事業

ふだん何気なく使っている水。日本では、法律によって水質基準が定められており、大槌町でも蛇口をひねれば、安全でおいしい水が出てきます。この特集では、町の上下水道事業の現状や課題、将来世代への負担を軽減するための上下水道料金などの改定の取り組みを説明します。



## 上下水道事業の課題

### 水道施設の老朽化

配水池や浄水場建屋などの水道施設の耐用年数は一般的に60年とされており、計画的な施設更新が必要となります。また、配水管などの老朽化による漏水を防ぐため、継続的な管路の維持管理と、適切な更新が必要です。



配水管の老朽化による漏水

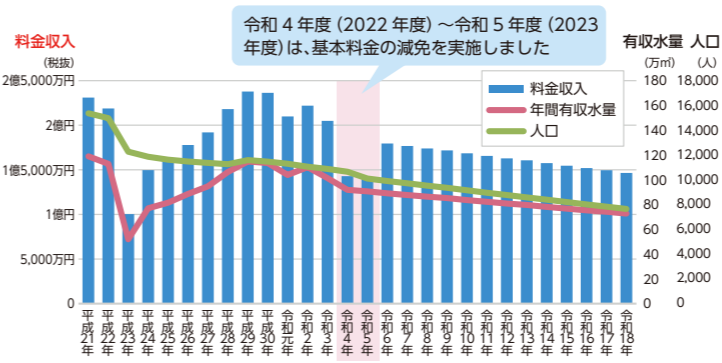


昭和57年築 吉里吉里第1配水池 (PC造 容積=603m<sup>3</sup>)

## 水道需要の減少

人口減少に伴い、有収水量（料金収入があった水量）は将来にわたって減少し続けることが見込まれます。令和18年度に料金収入は、減免を実施していない令和3年度と比べて7割まで減少します。これ以降も料金収入は減少が予想され、このままでは水道が維持できなくなるおそれがあります。

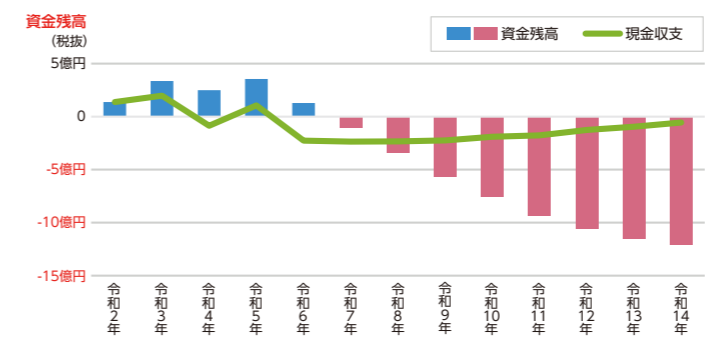
## 料金収入・有収水量・人口の将来見込み



## 下水道事業資金の不足

財源不足の補填がない場合、令和7年度には資金残高がマイナスとなる危機的状況です。その後も現金収支の不足が継続し、資金残高のマイナスは拡大します。財源の不足分は税金などから補填するため、下水道以外に必要な住民サービスに、大きな影響が及ぶおそれがあります。

## 現金収支および資金残高の推移



## 料金改定の必要性

町は、東日本大震災津波による施設被害や給水人口減少などの影響を受けながらも、町民の皆さまの生活再建を第一に考え、上下水道料金などの改定を見合わせていました。

現在、東日本大震災津波からの復旧・復興事業のうちハード整備

が終了し、また住宅建築や災害公営住宅への入居が完了したことから、生活再建に一定の目途が見てとれる段階にきたと考えられます。これからも、町民の皆さまの生活を支える「大切な水」の将来にわたる安定的な提供のため、**水道金は令和8年4月に約30年ぶり、下水道使用料は令和7年4月に初めてとなる改定をします。**

## 将来世代のために

町は、下記に掲げた4つのコスト削減による経営健全化の取り組みを、今後も継続して進めていきます。しかし、これらによっても更新投資に必要な多額の財源（資金）の確保は困難な状況であり、上下水道料金などの改定が必要な状況となります。また、適切な上下水道料金などの水準を、5年を目安に今後も検証していきます。生活を支える大切な上下水道事業が、将来にわたり安定的に継続できるように、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- 1 経費の削減（水道・下水道事業）**  
管理方法や業務見直し、組織のスリム化などによる経費削減。
- 2 岩手県水道広域化推進プラン（水道事業）**  
水質検査・施設維持管理業務の共同委託などの協議を継続。
- 3 岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画（下水道事業）**  
汚泥処理や処理場などの維持管理の共同化などを検討。
- 4 地方公営企業法適用による財政の可視化（水道・下水道事業）**  
財政の見える化が実現した中で、効率的な経費削減。

## ●水道料金表

給水料金(税抜)				メーター使用料(税抜) (円)			
用途	区分	基本水量	基本料金	超過料金	口径	地下式	遠隔式
現行	一般用	10m <sup>3</sup>	1,400	160	13mm	160	370
		15m <sup>3</sup>	3,100	220	16mm	190	-
	営業用	10m <sup>3</sup>	1,700	220	20mm	220	450
		20m <sup>3</sup>	3,600	220	25mm	240	460
	団体用	10m <sup>3</sup>	1,700	220	30mm	380	600
		20m <sup>3</sup>	11,200	160	40mm	430	650
	湯屋用	10m <sup>3</sup>	1,200	160	50mm	2,000	2,600
		200m <sup>3</sup>	11,200	160	75mm	2,560	3,000
	共用	1m <sup>3</sup>	240	240	100mm	3,400	3,600
		1m <sup>3</sup>	250	250	150mm	5,200	6,100
臨時用	1m <sup>3</sup>	250	250				
	10m <sup>3</sup>	6,400	860				
鑑賞用	1m <sup>3</sup>	350	350				
	1m <sup>3</sup>	350	350				
改定後(令和8年4月改定)	一般用	10m <sup>3</sup>	1,750	200	13mm	200	460
		15m <sup>3</sup>	3,300	280	16mm	240	-
	営業用	10m <sup>3</sup>	1,700	280	20mm	280	560
		20m <sup>3</sup>	4,600	280	25mm	300	580
	団体用	10m <sup>3</sup>	1,700	280	30mm	480	750
		20m <sup>3</sup>	14,000	200	40mm	540	810
	湯屋用	10m <sup>3</sup>	1,200	300	50mm	2,500	3,250
		200m <sup>3</sup>	14,000	200	75mm	3,200	3,750
	共用	1m <sup>3</sup>	300	300	100mm	4,250	4,500
		1m <sup>3</sup>	310	310	150mm	6,500	7,630
臨時用	1m <sup>3</sup>	310	310				
	10m <sup>3</sup>	8,000	1,080				
鑑賞用	1m <sup>3</sup>	440	440				
	1m <sup>3</sup>	440	440				

※営業用と団体用を統一、共用は一般用に集約し廃止

## ●下水道料金表

水道水を使用した場合(税抜)				水道水以外の水を使用した場合又は水道水以外の水を併用した場合(概)					
区分	排除汚水量	一般用	使用区分 浴場用 臨時用	人数	認定 汚水量	使用料 (1月につき)			
現行	基本使用料 (1月につき)	～10m <sup>3</sup> まで	1,200	1,200	1人	6m <sup>3</sup>	1,200		
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	120		2人	12m <sup>3</sup>	1,440		
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	130		3人	18m <sup>3</sup>	2,160		
		30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	140	180	4人	23m <sup>3</sup>	2,790		
		40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	150		5人	27m <sup>3</sup>	3,310		
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	160	60	6人	30m <sup>3</sup>	3,700		
		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	180		7人	32m <sup>3</sup>	3,980		
		500m <sup>3</sup> を超えるもの	200		8人以上	33m <sup>3</sup>	4,120		
		改定後(令和7年4月改定)	基本使用料 (1月につき)	～10m <sup>3</sup> まで	1,740	1,740	1人	6m <sup>3</sup>	1,740
				10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	170		2人	12m <sup>3</sup>	2,080
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで		190	260	3人	18m <sup>3</sup>	3,100		
	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで		210		4人	23m <sup>3</sup>	4,010		
	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで		230	90	5人	27m <sup>3</sup>	4,770		
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで		250		6人	30m <sup>3</sup>	5,340		
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで		270		7人	32m <sup>3</sup>	5,760		
	500m <sup>3</sup> を超えるもの		290		8人以上	33m <sup>3</sup>	5,970		

6月1日(土)～6月7日(金)は「水道週間」です



全国共通スローガンは「たいせつに みずはみんなの たからもの」です。水道の現状や課題、取り組みなどを学び、みんなの生活を支える水道について、この機会に考えてみませんか。